はじめに

現在の白石区役所は、札幌市が政令指定都市に移行し区制が施行された昭和 47 年（1972 年）に建設され、施設の老朽化が進んでいます。加えて、公共交通アクセスの不便さや災害時の防災機能が不十分な点などの課題を抱えています。

このようなことから、札幌市では、白石区役所及び区民センター等の関連施設を地下鉄白石駅に隣接する「南郷通 1 丁目用地」（白石区南郷通１丁目南）に移転建替えする方針を明らかにいたしました。また、移転整備に向けた検討を重ねた結果、幼児の読書活動を支援する新しい機能として「（仮称）絵本図書館」も併せて整備することとし、このたび、今後の具体的な検討において必要な諸条件を整理した「白石区複合庁舎整備基本計画」を策定いたしました。

本計画では、南郷通１丁目用地の整備について、当該用地が、「白石区の顔」にふさわしい拠点となるよう、快適性に優れた、利便性の高い市民サービスの提供を行う公共機能を導入するとともに、公共機能との相乗効果を見据えた地域に貢献できる民間機能の導入を図ることとしています。さらに、区民の主体的な地域コミュニティ活動が活性化され、多様な交流が展開できるような拠点づくりを目指すこととしています

また、複合庁舎の整備については、誰もが利用しやすい施設とすることはもとより、環境負荷の低減や建物の長寿命化といった点にも配慮するほか、災害時には防災拠点として十分に機能が発揮できるような施設づくりを進めることとしています。

本計画の策定にあたっては、白石区役所来庁者アンケートの実施、区民や学識経験者などが参加した区民ワークショップ及び白石区複合庁舎整備に関する検討会の開催などを通じて、市民意見の的確な把握と反映に努めてまいりました。

この計画を踏まえまして、区民の誰もが利用しやすく、地域のニーズに対応した庁舎づくりを進めてまいります。

本計画の構成

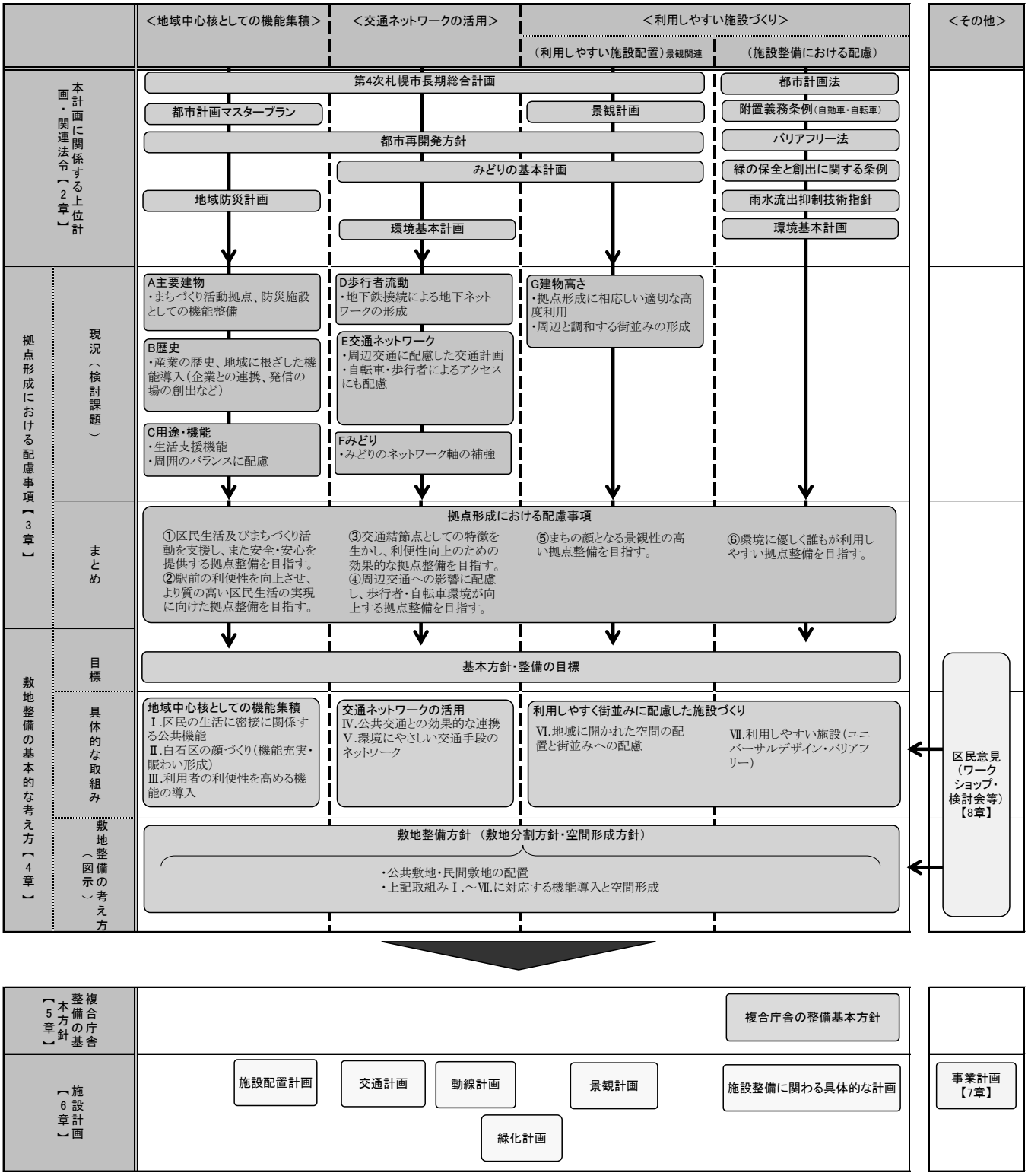
＜地域中心核としての機能集積＞
＜交通ネットワークの活用＞
＜利用しやすい施設づくり＞
（利用しやすい施設配置）景観関連
（施設整備における配慮）
＜その他＞
本計画に関係する上位計画・関連法令【2章】
第4次札幌市長期総合計画
都市計画マスタープラン
都市再開発方針
みどりの基本計画
景観計画
地域防災計画
環境基本計画
都市計画法
附置義務条例（自動車・自転車）
バリアフリー法
緑の保全と創出に関する条例
雨水流出抑制技術指針
環境基本計画
拠点形成における配慮事項【3章】
現況（検討課題）
A主要建物
・まちづくり活動拠点、防災施設としての機能整備
B歴史
・産業の歴史、地域に根ざした機能導入（企業との連携、発信の場の創出など）
C用途・機能
・生活支援機能
・周囲のバランスに配慮
D歩行者流動
・地下鉄接続による地下ネットワークの形成
E交通ネットワーク
・周辺交通に配慮した交通計画
・自転車・歩行者によるアクセスにも配慮
Fみどり
・みどりのネットワーク軸の補強
G建物高さ
・拠点形成に相応しい適切な高度利用
・周辺と調和する街並みの形成
まとめ
拠点形成における配慮事項
①区民生活及びまちづくり活動を支援し、また安全・安心を提供する拠点整備を目指す。
②駅前の利便性を向上させ、より質の高い区民生活の実現に向けた拠点整備を目指す。
③交通結節点としての特徴を生かし、利便性向上のための効果的な拠点整備を目指す。
④周辺交通への影響に配慮し、歩行者・自転車環境が向上する拠点整備を目指す。
⑤まちの顔となる景観性の高い拠点整備を目指す。
⑥環境に優しく誰もが利用しやすい拠点整備を目指す。
敷地整備の基本的な考え方【4章】
目標
基本方針・整備の目標
具体的な取組み
地域中心核としての機能集積
Ⅰ.区民の生活に密接に関係する公共機能
Ⅱ.白石区の顔づくり（機能充実・賑わい形成）
Ⅲ.利用者の利便性を高める機能の導入
交通ネットワークの活用
Ⅳ.公共交通との効果的な連携
Ⅴ.環境にやさしい交通手段のネットワーク
利用しやすく街並みに配慮した施設づくり
Ⅵ.地域に開かれた空間の配置と街並みへの配慮
Ⅶ.利用しやすい施設（ユニバーサルデザイン・バリアフリー）
区民意見（ワークショップ・検討会等）【8章】
敷地整備の考え方（図示）
敷地整備方針（敷地分割方針・空間形成方針）
・公共敷地・民間敷地の配置
・上記取組みⅠ.～Ⅶ.に対応する機能導入と空間形成
複合庁舎整備の基本方針【5章】
複合庁舎の整備基本方針
施設計画【6章】
施設配置計画
交通計画
動線計画
景観計画
施設整備に関わる具体的な計画
緑化計画
事業計画【7章】